

沿岸域において太平洋クロマグロを採捕する漁業の再編整備に関する基本方針
(混獲回避型休漁支援事業)

元水管第 443 号
令和元年 8 月 5 日
農林水産事務次官依命通知

改正 2 水管第 2299 号
令和 3 年 6 月 14 日

3 水管第 847 号
令和 3 年 9 月 30 日

4 水管第 3943 号
令和 5 年 5 月 8 日

5 水管第 3573 号
令和 6 年 5 月 22 日

6 水管第 2309 号
令和 7 年 1 月 27 日

7 水管第 3250 号
令和 8 年 4 月 27 日

1 再編整備の指針

(1) 再編整備の基本的考え方

太平洋クロマグロ（以下「クロマグロ」という。）の資源量は過去最低水準付近にあることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において、2015 年以降の管理措置として、30kg 未満のクロマグロの漁獲量を 2002-2004 年平均水準から半減させること及び 30kg 以上のクロマグロの漁獲量を 2002-2004 年平均水準から増加させないこと等の措置が合意された。我が国は、WCPFC における合意を踏まえ、クロマグロの資源管理に取り組んできており、2018 年からは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）に基づく漁獲可能量（TAC）制度による管理を開始した。さらに 2020 年 12 月の漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、クロマグロを含む水産資源の管理は漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）に位置付けられたところである。このことにより資源は急速に回復し、WCPFC の回復目標は達成したものの、漁獲上限を遵守するための関係者の努力と負担は引き続き必要となる。

クロマグロは、全国的に様々な漁法で漁獲されており、他の魚種を目的と

した操業を行っている漁業であっても、クロマグロの漁獲規制によって混獲を回避するために操業自粛等の休漁を強いられてしまう。今後、我が国の漁獲枠を確実に遵守していくためには、このような漁業者への負担を軽減させ、資源管理の実効性を高めることが必要であることから、混獲回避のための再編整備を実施することとする。

(2) 再編整備の対象

再編整備の対象となる漁業者は、沿岸域においてクロマグロを採捕する漁業者（クロマグロ以外の魚種を採捕することを目的としてクロマグロを採捕した漁業者も含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 法第 60 条第 2 項に規定する定置漁業権を有する者

イ 法第 60 条第 2 項に規定する共同漁業権又は同条第 7 項に規定する入漁権に基づき漁業を営む権利を有する者

ウ クロマグロを採捕することを目的とする漁業についての法第 57 条第 1 項若しくは第 119 条第 1 項若しくは第 2 項又は水産資源保護法（昭和 26 年法律第 312 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく都道府県規則の許可を有する者

エ クロマグロを採捕することを目的とする漁業についての法第 120 条第 1 項又は第 121 条第 1 項の規定に基づく指示に定めるところにより、法第 134 条第 1 項に規定する漁業調整委員会の承認を受けている者

(3) 再編整備の実施期間

再編整備の終了年度は令和 9 年度とする。なお、WCPFC において管理措置が継続される場合は、実施期間の延長を検討することとする。

2 再編整備のために講ずる措置の基本的内容

(1) 措置の対象漁業者

混獲回避型休漁支援費交付金の交付を受けることができる者は、対象漁業者であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの（水産庁長官が特に認めるものを含む。）とする。

ア 過去一年間に漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けていない対象漁業者によって構成される漁業者グループであること。

イ クロマグロの混獲回避に係る取組を行っていること。

(2) 措置の内容

ア 一般社団法人大日本水産会は、(1) の者に対して、国際漁業等再編対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 水漁第 1610 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び減船・休漁等

支援促進事業実施要領（平成31年2月7日付け30水漁第1298号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、混獲回避型休漁支援費交付金の交付等を行うものとする。

イ 一般社団法人大日本水産会は、以下の要件を満たすものと認める場合には、実施要領第7の1の（4）の交付決定を行うこととする。

（ア）実施要領第2の3に基づき都道府県知事が作成した混獲回避のための休漁を行う場合の要件（以下「休漁要件」という。）に以下の事項が定められていること。

a 法第14条第1項の規定に基づく都道府県資源管理方針（以下「方針」という。）又は法第124条第1項の都道府県知事の認定を受けた協定（以下「協定」という。）に定める配分量の積み上がり状況（配分量の積み上がり状況は、方針又は協定に定める配分量の7割以上で設定）

b 法第11条第1項の規定に基づく資源管理基本方針に定められる現在の管理期間（以下「管理期間」という。）における対象漁業者の漁獲量又は放流量（漁獲量又は放流量は、過去3年間の平均値以上で設定。）

c 1日あたりのクロマグロの採捕数量又は放流した数量

d 休漁を行う日数の上限（日数の上限は、第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画に定められた休漁予定期間（クロマグロの混獲によって休漁を余儀なく強いられる可能性がある期間。以下「休漁予定期間」という。）の1割を超えない範囲で設定。）

e 休漁要件が満たされたことを確認する手段

（イ）実施要領別記様式第14号により、漁業者グループに所属する全ての漁業者の漁獲金額及び総漁獲日数が証明されていること。

（ウ）クロマグロの混獲回避に係る取組を行っていることが別紙1により確認できること。

（エ）休漁予定期間は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（ウ）のcの（a）に定める混獲回避取組支援（以下「混獲回避取組支援」という。）の取組期間と重複せず、3か月を超えない範囲で設定されていること。

ウ 一般社団法人大日本水産会は、実施要領第7の2の（2）のア～エのほか、以下の要件を満たすものと認める場合には、実施要領第7の2の（2）の支払を行うこととする。

（ア）休漁要件を満たした上で、休漁を実施していること。なお、休漁要件を満たして休漁を行うことができる漁業者は、漁業者グループのうち休

漁要件を満たした漁業者が所属する漁業協同組合等の漁業者のみとする。

(イ) イの(ア)のdに定める休漁を行う日数の上限の期間内で休漁を実施した日数が証明されていること。

(ウ) 休漁予定期間が設定された当該管理期間中に水揚げされたクロマグロの漁獲金額が証明されていること。なお、クロマグロの漁獲金額の証明については、別紙2に定めた様式で提出すること。

(エ) 休漁予定期間内で休漁を実施していること。

(3) 混獲回避型休漁支援費交付金の基準

混獲回避型休漁支援費交付金の額は、別紙3の算定方式により算定された額とする。

(4) 違反漁業者等に対する取扱い

ア 再編整備実施期間中に、一般社団法人大日本水産会は、対象漁業者が以下に該当する場合には交付決定の一部又は全部を取り消し、又は変更することができる。

(ア) 本事業に関する取組において漁業関係法令に違反する行為により刑に処されたこと又は行政処分(漁業法第28条の規定による処分を除く。)を受けたことが判明した場合

(イ) 交付等要綱又は実施要領に基づく処分又は指示に違反した場合

(ウ) 再編整備に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不当な行為をした場合

(エ) 対象漁業者等又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業(以下「IUU漁業」という。)に従事したとして世界貿易機関に通報された場合又は地域漁業管理機関が作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載された場合

イ 一般社団法人大日本水産会は、アの規定により交付決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該助成金(交付決定の一部を取り消した場合にあっては、当該取消し後の金額を上回る分に限る。)の返還を命ずるものとする。

附 則 (令和3年6月14日付け2水管第2299号)

- 1 この通知は、令和3年6月14日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これ

を取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 9 月 30 日付け 3 水管第 847 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 5 月 8 日付け 4 水管第 3943 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる

附 則（令和 6 年 5 月 22 日付け 5 水管第 3573 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 5 月 22 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 7 年 1 月 27 日付け 6 水管第 2309 号）

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 月 27 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(別紙1)

クロマグロの混獲回避に係る取組状況について

漁業者グループ名
代表者氏名

1 通常の操業形態

(注) 通常の操業形態について、対象魚種、操業方法などを具体的に記載すること。

2 クロマグロの混獲回避に係る取組

(注1) クロマグロの混獲回避のために行っている工夫等を具体的に記載すること。

(注2) 漁業者グループ内で取組が異なる場合は、それぞれの取組について記載すること。

3 本事業（混獲回避型休漁支援）で対応が必要な理由

(注) 2に記載した混獲回避に係る取組では対応ができず、やむを得ず休漁を行う理由を具体的に記載すること。

4 クロマグロの混獲回避に係る他の支援（混獲回避活動への支援、機器導入等）についての検討状況

(注) 3に記載したやむを得ず休漁を行う状況を改善するための他の支援に関する検討状況を具体的に記載すること。

(別紙2)

クロマグロ漁獲金額証明書

年 月 日

一般社団法人大日本水産会会長 殿

漁業協同組合長等の住所
氏名又は名称

下記のとおりクロマグロの漁獲金額について証明します。

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 漁業種類
- 4 クロマグロの漁獲金額

日付	漁獲金額	備考

合計金額 _____ 千円

(注) 日付は対象のクロマグロが販売された日を記載すること。

年 月 日

上記の件確認しました。

漁協又は漁連若しくは事業実施主体職員
職名
氏名

(別紙3)

混獲回避型休漁支援費交付金の算定方式

下記により算定される額の3分の2に相当する額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\left(\text{漁獲金額}_{(注1)} \times 0.84 \div \text{操業期間日数}_{(注1)} \right) \times \text{休漁日数}_{(注2)} \\ - \left(\text{クロマグロの漁獲金額}_{(注3)} \times 0.2 \right)$$

(注1) 漁獲金額及び操業期間日数は、実施要領別記様式第8号の算定根拠において算出されるものを指す。

(注2) 休漁日数は、休漁要件に従って第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画に定める休漁予定期間中に休漁した日数を指す。

(注3) クロマグロの漁獲金額は、第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画に定める休漁予定期間が設定された当該管理期間中に水揚げされたクロマグロの漁獲金額を指す。